

高等教育の修学支援新制度に係る本学の取扱いについて

麻布大学は、「高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免・給付型奨学金）」の対象校に認定されています。麻布大学では、「高等教育の修学支援新制度」の対象者の入学時納入金を以下のとおり取り扱います。

1. 入学時納入金は、入学試験要項に記載の納入期日までに全額を納入していただく必要があります。減免認定後の金額ではありませんので、ご注意ください。

所定の期日までに納入がない場合は、入学を許可しません。

2. 入学後に所定の減免申込手順をもって授業料等の減免対象であることが確認できた方には、減免申込手続き時に届け出た学生本人名義の口座への振込をもって減免相当額を還付します。（還付時期については、入学後にお知らせします。）

授業料減免及び給付型奨学金の手続の詳細は、入学後に高等学校等にて、予約採用候補者となった方、又は、入学後に新たに申請を希望する方に対して各説明会のご案内をし、手続詳細の説明を致します。

なお、「高等教育の修学支援新制度」の詳細については、次の各機関のホームページを御参照ください。

- ・ 日本学生支援機構の給付型奨学金の詳細は、日本学生支援機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>)を御覧ください。
- ・ 授業料減免制度の詳細は、文部科学省のホームページ (<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)を御覧ください。

〔高等教育の修学支援新制度に関する本学問合せ先〕

麻布大学 学生支援・国際交流課 Tel 042-754-7111（代表）内線 2316

https://www.azabu-u.ac.jp/campus_life/support.html